

令和4年9月22日

会員各位

公益社団法人 日本透析医会
新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループ
委員長 菊地 勘

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素より新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループの活動にご協力いただきありがとうございます。

令和4年9月26日(月曜日)より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直しが行なわれます。

『With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて』
(令和4年9月12日 事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000990114.pdf>

この中で、全数届出の見直し後の発生届け対象者は、以下のとおりとされています。

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含まれる。
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

上記①～④のいずれについても、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の提出を行うことをお願いするとされています。

上記①～④に透析患者についての記載は特段ありませんが、透析患者は①～③のいずれかに該当します。特に新型コロナウイルス感染症の透析患者は、②の「診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含まれる。」に該当します。

したがって、新型コロナウイルス感染対策ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症の透析患者は、全数が該当の保健所への届出の対象と考えております。

誠に恐れ入りますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。